令和3年度産業労働部補助金交付要綱(案)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業(以下「事業等」という。)に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等(以下「補助事業」という。)の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び 次に掲げる書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(様式第1号の2)
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除い た額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例 (平成22年兵庫県条例第35号) 第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則 (平成23年兵庫県公安委員会規則第2号) 第2条各号に掲げる者
- 2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要が あるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 第3項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

- (3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事務若しくは事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び第2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。
- 3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号) により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 知事は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

- 第7条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
 - (2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更
 - (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)
- 2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う 現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更 交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助 事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助 事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

- 第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行 が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を知事に提 出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 知事は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。)又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

- 第12条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。
- 2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

- 第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額(第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額)と同額であるときは、前項の規定による通知 を省略することができる。

(補助金の請求)

- 第14条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第10号)により補助金を交付する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払 をすることができる。

(交付決定の取消し)

- 第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認め たときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 知事は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が 交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還 を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

- 第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、 保存しておかなければならない。

(暴力団等の排除)

- 第20条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置 を講じることができるものとする。
 - (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

- 第21条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。
- 2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年兵庫県条例第14号)及び行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第58号) の例による。

(補 則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に 従わなければならない。 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 - (手続の特例)
- 2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表(第2条関係)

補	助	事	業	名	
補	助 事	業	の 目	的	
補対	助象と		業なる		
補対	助象と) 別紙のとおり
補		助		率	
補	助	金	Ø	額	
適	用除?	<u></u> 外す	`る条	. 項	
そ	の化	h O) 事	項	

別に定める事項

関	係	条	項	内	容
第	3	}	条	(添付書類) (指定期日)	
				(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更)	
第	7 条	第	1 項	(添付書類)	
				(指定期日)	別紙のとおり
第	9 条	第	1 項	(報告事項等)	
第	1	1	条	(添付書類)	
714			<i>></i> 1×	(
第	19条	第	1項		

補助金交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者職氏名

電 話 () — 番

電子メール

年度において、

事業を下記のとおり実施したいので、補

助金

円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添

えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分(別記)
- 2 事業の着工予定年月日 年 月 日

事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

科	目	予	算	額	摘	要
				円		
計	•					

2 支出の部

科	目	予	算	額	摘	要
				円		
計						

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

誓 約 書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者に 該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあっては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付 しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に 該当する者をその受託者としないこと。
- 4 知事が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

年 月 日



住 所

団体名

代表者職氏名

電 話 () - 番

電子メール

補助金交付決定通知書

第			号
	年	月	日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事

年 月 日付け 第 号により申請のあった 事業費補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号により申請のあった事業とし、その内容は、 事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

 補助事業に要する経費
 円

 補助対象経費
 円

 補助金の額
 円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、 年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前各項に定めるもののほか、次のとおりとする。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

号

				年 月 日
	兵庫県知事 様			
		住 所		
		団 体 名		
		代表者職氏名		
		電 話 ()	- 番
		電子メール		
	年 月 日付け 第 号により交付決済	定通知のあった		事業費補助金につ
レハラ	「は、同通知の規定に基づき、下記のとおり幸	服告します。		
		記		
		pL .		
1	補助金確定額		金	円
	(年 月 付け 第 号による額ので	在定通知書)		
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費	 貴税等相当額	金	円
3	消費税の申告により確定した仕入れに係る消	肖費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額(3 - 2)		金	円

補助金変更交付申請書

						第			号
							年	月	日
兵庫県知事	羡								
			住	所					
			団を	本 名					
			代表	者職氏	名				
			電	話	()		_	
番									
			電子メ	ピール					
年 月 日付け 第	号により) 補助金交付	寸決定	通知0	りあった	P=	年度		
	()						
事業の内容を下記のとおり変更し、	補助金		F	円の交	付を受	けたい	いので、	承認原	類いた
く補助金交付要綱第7条第1項の規	見定に基づき	申請しまっ	₹.						
	## T T T T T T T T T T T T T T T T T T	1 411 0 00	, 0						
		記							
変更の理由									
以下補助金交付申請書の様式に準	進じる。								

※ 補助金の額を変更する場合は、変更前の額を上段に()書で記入し、変更後の額をその下段に 記入すること。

補助金変更交付決定通知書

第	号

年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事 印

年 月 日付け 第 号により変更申請のあった 年度

事業費補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号により申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費

補助対象経費 円

補 助 金 の 額 円

今回増(△減)額決定額 円

3 補助金交付の条件等については、上記のほか、 年 月 日付け 第 号の

事業費補助金交付決定通知書第3項から第6項までに定めるとおりとする。

補助事業中止(廃止)承認申請書

第	号

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団体名

代表者職氏名

電 話 () -

番

電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度

事業については、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認願いたく補助金交付要綱第8条第1項の 規定に基づき、申請します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 廃止予定年月日 年 月 日

中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

補助事業中止(廃止)承認通知書

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事

年 月 日付け 第 号により補助事業の中止 (廃止) 申請のあった 年度 事業費補助金については、当該申請のとおり承認することに決定したので通知しま す。

補助事業遂行困難状況報告書

	第	号
	年 月	日
兵庫県知事 様		
	住 所	
	団 体 名	
	代表者職氏名	
	電話() — —	
番		
	電子メール	
年 月 日付け 第	号により交付決定のあった 年度	事
業については、下記のとおり事業の	遂行が困難となったので、補助金交付要綱第9条第2項の規	定に
基づき、報告します。		
	記	
1 事業の遂行が困難な理由		

2 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

第			号
	任.	日	H

兵庫県知事 様

 住 所

 団 体 名

 代表者職氏名

 電 話 () ー 番

 電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度 事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

以下補助金交付申請書の様式に準ずる。

(注) 申請内容を上段に() 書で記入し、実績をその下段に記入する。

収 支 決 算 書

1 収入の部

科	Ħ	決	算	額	摘	要
				円		
計	-					

2 支出の部

科	目	決	算	額	摘	要
				円		
計						

- (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。
 - 2 県補助金は、見込額を記入する。

補助金額確定通知書

第 号

年 月 日

印

(補助事業者名) 様

兵庫県知事

年度 事業費補助金として下記のとおり補助金を確定したので通 知します。

記

確定額

補助金請求書

ただし、 年度 補助金 補助金交付決定額 円 (概算払のとき) 補 助 金 確 定 額 円 (精算払のとき) 既 受 領 額 円 今 回 請 求 額 円

金

<根拠> 補助金交付決定通知 第 号(概算払・精算払のとき)

年 月 日

円也

補助金交付決定変更通知 第 号 (概算払・精算払のとき)

年 月 日

補助金確定通知 第 号(精算払のとき)

年 月 日

上記のとおり、補助金を精算(概算)払によって交付されたく、 年度補助金交付要綱第14条 第1項(第2項)の規定に基づき、請求します。

年 月 日

兵庫県知事 様

請 求 者 住 所

団体名

代表者職氏名

発行責任者 氏 名

電話 () 一番

電子メール

担 当 者 氏 名

電話 () 一番

電子メール

(添付書類)

補助金交付決定取消通知書

	補助 金父的				
		第			号
			年	月	日
	(補助事業者名) 様				
	兵庫県知事				印
	年 月 日付け 第 号により申請のあった			事	 と 費 補
助会	& については、下記のとおり決定したので通知します。				
	記				
1	補助金額 円を取り消す。				
2	事業に要するに経費及び補助金の額は、次のとおりとする。				
	補助事業に要する経費 円				
	補助対象経費 円				
	補助金の額円				
3	事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとお	りとす	る。		

(取消しの理由)

別表 (第2条関係)

補助事業名	宿泊事業者事業継続支援事業費補助				
補助事業の目的	宿泊事業者が実施する感染拡大防止策の強化等の取組に対し補助することで、長引く感染症拡大の影響により需要の落ち込んだ宿泊事業者の前向きな 事業継続を支援する				
補助事業の対象となる者	県内に旅館業法上の許可を得た宿泊施設(※)を所有する宿泊事業者 ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く				
補助事業の対象となる経費	令和2年5月14日から令和3年12月31日までに、整備、改修及び購入等を行い、かつ当経費の支払いが完了したもの 1 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他兵庫県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費(消耗品にかかる経費を除く) 2 宿泊事業者が実施するワーケーション等の受入環境整備、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費 3 専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費				
補助率	1 制度創設日(令和3年6月9日)から令和3年12月31日までの期間に実施及び支払いが完了した経費 (1)大規模施設(100室以上) 補助対象経費の3/5以内 (2)中規模施設(31~99室) 補助対象経費の2/3以内 (3)小規模施設(1~30室) 補助対象経費の3/4以内 2 令和2年5月14日から令和3年6月8日までの期間に実施及び支払いが完了した経費 大・中・小規模施設 補助対象経費の1/2以内 3 2に記載する期間に実施し、1に記載する期間に支払いが完了した場合は、1の補助率を適用する				
補助金の額	予算の範囲内の額 ただし、補助対象限度額は 10,000 千円				
適用除外する 条項					
その他の事項					

別に定める事項

関係条項	内	容
第3条	(添付書類) 補助事業計画書(別紙1)	
	(指定期日) 別途通知に定める日	
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助事業に要する経費の20%以内で	かつ補助金額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を 更する場合	を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変
	(添付書類) 補助事業変更計画書(別紙2)	
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内	
第9条第1項	(報告事項等)	
第11条	(添付書類) 補助事業実績報告書(別紙3)	
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内(第8条の 場合は当該承認を受けた日から10日以 いずれか早い日)規定により事業の廃止の承認を受けた 以内)又は令和4年1月10日までの
第19条第1項	(処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

1 施設概要

宿 泊 施 設 の 名 称	
企業等名及び代表者の氏名	
住	
客 室 数	室(令和3年6月9日時点)
施 設 規 模 区 分 ※ (該 当 区 分 に 〇)	小規模施設・中規模施設・大規模施設
旅館業営業許可番号	

※小規模施設(1~30室)、中規規模施設(31~99室)、大規模施設(100室以上)

2 連絡先等

担	当	者	職	•	氏	名			
所			在			地	〒		
電		話		番		号		FAX番号	
日	中	にi	車糸	各可	能	な	(固定電話)		
電		話		番		号	(携帯番号)		
メ	_	ル	ア	ド	レ	ス			

3 注意事項

- ・ 申請者が、県内に複数の旅館業営業許可を有する場合には旅館業営業許可番 号ごとに本書を作成すること。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者は申請できません。

4 添付資料

- (1) 宿泊施設の客室数(令和3年6月9日現在)が分かるもの(パンフレット等)
- (2) 旅館業法の営業許可書(写)または営業証明書(写)

誓 約

本事業の申請にあたり、国や地方自治体が実施する同種の事業で同一経費(同一の領収書等)を用いた重複申請はしていません。

令和3年 月 日

代表者氏名(自著)

補助事業計画書

1 事業区分(区分欄1~3のうち該当するものにすべてに○を付けてください。)

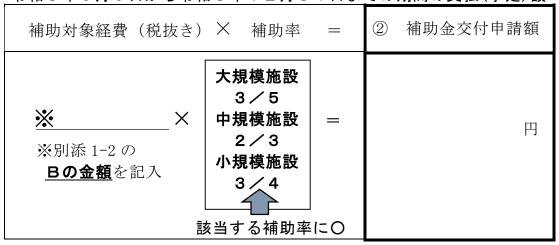
区分欄	内 容
1	宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他兵庫県が設定する 基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる 設備、機器、必需品等の導入に要する経費(消耗品にかかる経費は 除く)
2	宿泊事業者が実施するワーケーション等の受入環境整備、施設改修 や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するた めの取組に要する経費
3	専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

ア 令和2年5月14日から令和3年6月8日までの期間に支払を行った額

補助対象経費	(税抜き) ×	補助率	=	① 補助金交付申請額
*	×	1/2	=	円
※別添 1-1	の Aの金額 を記			

イ 令和3年6月9日から令和3年12月31日までの期間の支払(予定)額



小規模施設 (1~30 室)、中規規模施設 (31~99 室)、大規模施設 (100 室以上)

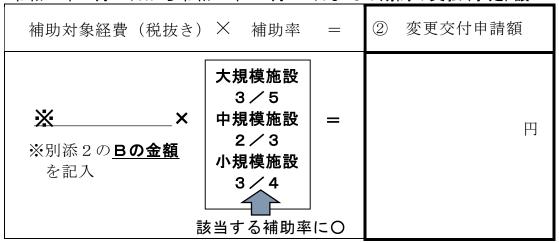
ウ 交付申請合計額(①+②)

(千円未満切り捨て)

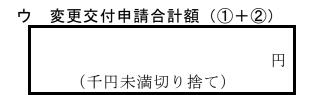
補助事業変更計画書

1 補助対象経費及び補助金変更交付申請額

イ 令和3年6月9日から令和3年12月31日までの期間の支払(予定)額



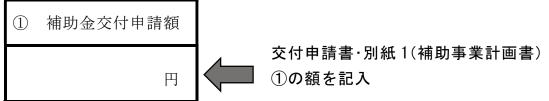
小規模施設(1~30室)、中規規模施設(31~99室)、大規模施設(100室以上)



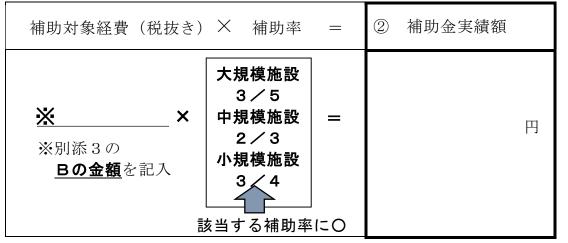
補助事業実績報告書

1 補助対象経費及び補助実績額

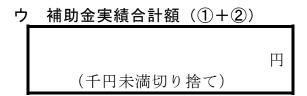
ア 令和2年5月14日から令和3年6月8日までの期間に支払を行った額



イ 令和3年6月9日から令和3年12月31日までの期間に支払いを行った額



小規模施設(1~30室)、中規規模施設(31~99室)、大規模施設(100室以上)



(別添1-1) 「宿泊事業者事業継続支援事業」対象経費 【令和2年5月14日から令和3年6月8日までの支払額】

施 設 名:____

No	支払日 <u>(R3.6.8まで)</u>	購入物品等	支払額 (税抜き)	備考
1			¥ -	
2			¥ -	
3			¥ -	
4			¥ -	
5			¥ -	
6			¥ -	
7			¥ -	
8			¥ -	
9			¥ -	
10			¥ -	
11			¥ -	
12			¥ -	
13			¥ -	
14			¥ -	
15			¥ -	
16			¥ -	
17			¥ -	
18			¥ -	
19			¥ -	
20			¥ -	
21			¥ -	
22			¥ -	
23			¥ -	
24			¥ -	
25			¥ -	
	合	計 <u>(A)</u>		

- ※ 消費税を除いた金額(1円未満切り捨て)を記入してください。
- ※ 領収書の写しを添付してください。
- ※ 行が不足する場合は適宜追加してください。

(別添1-2) 「宿泊事業者事業継続支援事業」対象経費 【令和3年6月9日から令和3年12月31日までの支払(予定)額】

施 設 名:

No	支払日 (R3.6.9以降)	購入物品等	支払(予定)額 (税抜き)	支払い状況 ※どちらかに○
1	(110:0:0:5/(14)		¥ -	支払済・未支払
2				支払済・未支払
3			¥ -	支払済・未支払
4			¥ -	支払済・未支払
5			¥ -	支払済・未支払
6			¥ -	支払済・未支払
7			¥ -	支払済・未支払
8			¥ -	支払済・未支払
9			¥ -	支払済・未支払
10			¥ -	支払済・未支払
11			¥ -	支払済・未支払
12			¥ -	支払済・未支払
13			¥ -	支払済・未支払
14			¥ -	支払済・未支払
15			¥ -	支払済・未支払
16			¥ -	支払済・未支払
17			¥ -	支払済・未支払
18			¥ -	支払済・未支払
19			¥ -	支払済・未支払
20			¥ -	支払済・未支払
21			¥ -	支払済・未支払
22			¥ -	支払済・未支払
23			¥ -	支払済・未支払
24			¥ -	支払済・未支払
25			¥ -	支払済・未支払
	合	計 <u>(B)</u>		

[※] 消費税を除いた金額(1円未満切り捨て)を記入してください。

[※] 支払いが完了したものは領収書の写しを、今後支払い予定のものは見積書等支払予定金額が分かるものを添付してください。

[※] 行が不足する場合は適宜追加してください。

(別添2) 「宿泊事業者事業継続支援事業」対象経費 【令和3年6月9日から令和3年12月31日までの支払(予定)額】

施 設 名:_____

No	支払日 <u>(R3.6.9以</u> <u>降)</u>	購入物品等	【変更後の額】 支払(予定)額 (税抜き)	【変更前の額】 支払(予定)額 (税抜き) ※変更がある時の	支払い状況 ※どちらかに○
1			¥ -	* 	支払済・未支払
2			¥ -	¥ -	支払済・未支払
3			¥ -	¥ -	支払済・未支払
4			¥ -	¥ -	支払済・未支払
5			¥ -	¥ -	支払済・未支払
6			¥ -	¥ -	支払済・未支払
7			¥ -	¥ -	支払済・未支払
8			¥ -	¥ -	支払済・未支払
9			¥ -	¥ -	支払済・未支払
10			¥ -	¥ -	支払済・未支払
11			¥ -	¥ -	支払済・未支払
12			¥ -	¥ -	支払済・未支払
13			¥ -	¥ -	支払済・未支払
14			¥ -	¥ -	支払済・未支払
15			¥ -	¥ -	支払済・未支払
16			¥ -	¥ -	支払済・未支払
17			¥ -	¥ -	支払済・未支払
18			¥ -	¥ -	支払済・未支払
19			¥ -	¥ -	支払済・未支払
20			¥ -	¥ -	支払済・未支払
21			¥ -	¥ -	支払済・未支払
22			¥ -	¥ -	支払済・未支払
23			¥ -	¥ -	支払済・未支払
24			¥ -	¥ -	支払済・未支払
25			¥ -	¥ -	支払済・未支払
	合	計 <u>(B)</u>			

- ※ 消費税を除いた金額(1円未満切り捨て)を記入してください。
- ※ 支払いが完了したものは領収書の写しを、今後支払い予定のものは見積書等支払予定金額が分かるものを添付してください。
- ※ 行が不足する場合は適宜追加してください。

(別添3) 「宿泊事業者事業継続支援事業」対象経費 【令和3年6月9日から令和3年12月31日までの支払額】

施 設 名:_____

No	支払日 (R3.6.9以降)	購入物品等		支払額 (税抜き)	備考
1			¥	-	
2			¥	-	
3			¥	-	
4			¥	-	
5			¥	-	
6			¥	-	
7			¥	-	
8			¥	-	
9			¥	-	
10			¥	-	
11			¥	-	
12			¥	-	
13			¥	-	
14			¥	-	
15			¥	-	
16			¥	-	
17			¥	-	
18			¥	-	
19			¥	-	
20			¥	-	
21			¥	-	
22			¥	-	
23			¥	-	
24			¥	-	
25			¥	-	
	合	計 <u>(B)</u>			

- ※ 消費税を除いた金額(1円未満切り捨て)を記入してください。
- ※ 領収書の写しを添付してください。
- ※ 行が不足する場合は適宜追加してください。